

[事案 27-152] 入院給付金支払請求

・平成 28 年 5 月 10 日 裁定終了

<事案の概要>

入院給付金を請求したところ、入院期間の一部は約款に定める「入院」に該当しないとして支払いを拒否されたことを理由に、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 15 年 3 月に医療保険を契約し、自動車事故によって左股関節後方脱臼骨折の傷害を負い、事故発生日から 2 つの病院に連続して合計 124 日間入院したため、支払い日数の限度である 120 日間分の入院給付金を請求したが、入院開始から 72 日間分しか支払われなかったため、残り 48 日間分を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款に定める「入院」とは、医師による治療が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り常に医師の管理下において治療に専念することをいう。
- (2)申立人は、入院中に複数回外出しており、入院 72 日目には両松葉杖による歩行安定状態、トイレ・入浴が自立可能となっていた。
- (3)転院後は可動域訓練・加重歩行訓練のリハビリをしていたが、リハビリは 1 日に 20 分間であり、通院による治療が実施可能な内容であった。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

- (1)裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理を行った。
- (2)医学的判断の参考とするため、独自に第三者の医師の意見書を求めた。
- (3)申立人に対する医師の入院時の説明や入院に至る経緯、治療の内容等を把握するため、申立人に対し事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、約款における入院給付金支払事由への該当が認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続きを終了した。